

# 若狭町農業委員会委員募集要項

## 1. 農業委員会委員の業務内容

### (1) 業務の内容

- ・農地法に基づく売買・貸借の許可審議、農地転用許可案件、農地利用集積計画等に係る意見審議、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する活動業務等
- ・農地の流動化などによる地域での話し合いの場への参加及び情報提供の協力等

### (2) 任期 令和8年7月20日～令和11年7月19日

## 2. 募集人員 15名

## 3. 報酬（年額）

基本給 90,000円（会長は別途規定による。）

能率給（活動実績、農地集積の進捗状況や遊休農地の解消状況による。）

## 4. 応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所管に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

ただし、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者は農業委員会委員になることができない。

## 5. 応募方法

- (1) 農業者、農業団体、地域団体、その他関係者による推薦
- (2) 自身による応募

## 6. 募集受付期間及び手続き

- (1) 募集は「若狭町農業委員会の委員選任に関する規程」による。
- (2) 募集要項及び申込書は、若狭町ホームページまたは三方庁舎農林水産課まで  
※若狭町ホームページ <http://www.town.fukui-wakasa.lg.jp>
- (3) 受付期間 令和8年3月2日（月）～3月27日（金）
- (4) 提出書類 申込書（別紙 推薦・応募申込書）
- (5) 提出方法 令和8年3月27日（金）までに直接持参または郵送（必着）で下記へ提出
- (6) 提出先 ① 持参する場合  
若狭町役場三方庁舎 農林水産課  
（持参の場合は、開庁日の8時30分から17時15分までに提出）

② 郵送の場合

〒919-1393 若狭町中央第1号1番地

若狭町役場三方庁舎 農林水産課 宛

7. 選考方法

書類選考等の上、若狭町議会の同意を得て、若狭町長が任命する。

なお、農業委員会等に関する法律により、委員については、次のとおりとすることが定められている。

- (1) 原則として認定農業者が過半数（8名以上）を占めること。
- (2) 農業委員会の所管に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること。
- (3) 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

8. 選考の結果通知

令和8年7月上旬に応募者全員に通知する。

9. その他

推薦及び募集に関し必要な事項について、募集期間中の中間及び募集期間終了後の2回、ホームページ等で公表を行う。

- ① 推薦をする者（個人）については、「氏名」「職業」「年齢」「性別」
- ② 推薦をする者（団体等）については、「名称」「団体の目的」「代表者等の氏名」「構成員の数」「構成員たる資格」「その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項」
- ③ 推薦を受ける者または応募する者は、「氏名」「職業」「年齢」「性別」「経歴」「農業経営の状況」
- ④ 推薦を受ける者または応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- ⑤ 推薦または応募の理由
- ⑥ 推薦をする者が当該推薦を受ける者について「推進委員」を推薦し、または応募する者が「推進委員」に応募しているか否かの別
- ⑦ 「推薦を受けた者の数」及び「そのうちの認定農業者等の数」  
「応募した者の数」及び「そのうちの認定農業者等の数」

<問い合わせ先>

〒919-1393 若狭町中央第1号1番地

若狭町役場三方庁舎 農林水産課

TEL 0770-45-9102

FAX 0770-45-9119

E-mail: sangyo@town.fukui-wakasa.lg.jp